

独立行政法人地域医療機能推進機構防災業務計画

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 災害予防対策（第5条－第12条）
- 第3章 災害応急対策（第13条－第22条）
- 第4章 災害復旧対策（第23条）
- 第5章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画（第24条－第30条）
- 第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画（第31条－第42条）
- 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（第43条－第54条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の規定に基づき、また、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）の定めるところに従い、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）の防災に関する諸施策の基本を定め、もって円滑かつ適切な防災業務に資することを目的とする。

（実施の基本方針）

第2条 機構は、本計画の実施にあたり、国、地方公共団体その他災害対応に係る関係諸機関（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、管下の病院（附属施設を含む）及び機構本部が一体となって、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を遂行する。

（病院災害マニュアルの作成）

第3条 院長は、本計画を効果的に推進するため、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療班等の派遣方法、附属施設も含めた必要な業務の継続方法等を記したマニュアル（以下「病院災害マニュアル」という。）を作成するとともに、訓練や研修を実施して職員への周知徹底を図らなければならない。

2 理事長及び地区担当理事は、本計画に基づき、災害時における対応について、災害

時における情報の収集・発信方法も含めた機構本部に係る必要な業務の継続方法等を記したマニュアル（以下「本部業務実施マニュアル」という。）及び災害時における情報の収集・発信方法も含めた地区事務所に係る必要な業務の継続方法等を記したマニュアル（以下「地区事務所業務実施マニュアル」という。）を作成するものとする。

（計画の修正）

第4条 本計画は、災害対策基本法第39条の規定に基づき、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正するものとする。

第2章 災害予防対策

（拠点病院）

第5条 各地域における災害医療の拠点となる病院（以下「拠点病院」という。）は、北海道病院、仙台病院、東京新宿メディカルセンター、東京山手メディカルセンター、金沢病院、中京病院、大阪病院、星ヶ丘医療センター、徳山中央病院、りつりん病院、九州病院及び熊本総合病院の12か所とする。

2 拠点病院は、拠点病院間並びに都道府県が指定する基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院等との間において平常時から連携し、災害医療に必要な情報交換等に努める。

（連絡体制等の確立）

第6条 機構本部は、就業時間外も含めた災害発生時の連絡体制、連絡方法及び連絡窓口等（以下「連絡体制等」という。）をあらかじめ定め、本部業務実施マニュアルに明記するとともに、連絡窓口に変更を生じたときは速やかに病院、地区事務所及び関係機関に通知する。

2 院長は、院内関係者、地区事務所及び機構本部との連絡体制等をあらかじめ定め、病院災害マニュアルに明記する。

3 地区事務所は、地区事務所内関係者及び機構本部との連絡体制等をあらかじめ定め、地区事務所業務実施マニュアルに明記する。

4 連絡体制等については、毎年9月1日に、院長は地区事務所に、地区事務所は機構本部に様式1に定める連絡体制等登録書によってそれぞれ登録するとともに、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。

（拠点病院医療班の編成）

第7条 拠点病院の院長は、原則として同一地区内における被災状況を早期に把握するとともに、災害発生初期における医療活動を実施するため、病院ごとに特に災害医療に関する専門知識を有する者により構成される医療班（以下「拠点病院医療班」という。）をあらかじめ編成する。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておく。

- 2 拠点病院医療班は、同一の病院に所属する医師 1 名、看護師 2 名、事務職 1 名の合計 4 名（必要に応じ薬剤師等 1 名を班の構成員として加える。）で構成し、常時 2 班を確保する。
- 3 拠点病院の院長は、前項により編成した拠点病院医療班の編成等について、毎年 9 月 1 日に地区事務所を経由して、様式 2－1 に定める拠点病院医療班登録書によって機構本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。
- 4 拠点病院の院長は、関係機関と打ち合わせの上あらかじめ拠点病院医療班の輸送方法（拠点病院医療班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておく。

（医療班の編成）

第 8 条 拠点病院以外の病院の院長は、病院ごとに、被災地域における中長期的な医療活動を実施するための医療班を、病院の機能及び地域性等を勘案しつつ、あらかじめ編成する。その際、携行すべき器材の種類及び数量等については充分検討の上、あらかじめ確保しておく。

- 2 医療班は、原則として同一の病院に所属する医師 1 名、看護師 2 名、事務職 1 名の合計 4 名（必要に応じ薬剤師等 1 名を班の構成員として加える。）で構成する。
- 3 拠点病院以外の病院の院長は、前項により編成した医療班の編成等について、毎年 9 月 1 日に地区事務所を経由して、様式 2－2 に定める医療班登録書によって機構本部へ登録する。なお、登録内容に変更を生じたときは速やかにその旨を登録する。
- 4 拠点病院以外の病院の院長は、各施設周辺の地域の実情に応じ、関係機関と打ち合わせの上、あらかじめ医療班の輸送方法（医療班構成員の集合場所、輸送手段等）を定めておく。

（燃料、医薬品、食糧及び飲料水等の備蓄）

第 9 条 病院は、燃料、医薬品、食糧及び飲料水等の供給路が断たれる場合をあらかじめ想定し、それが回復するまでの間に行われる医療活動に必要な量として、職員分も含め 3 日間分程度の備蓄を行うとともに、災害時の救急医療活動に必要な量として 3 日間分程度の備蓄に努める。ただし、設備面から 3 日間分程度の備蓄が難しい場合には、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整備する。

- 2 病院は、燃料、医薬品、食糧及び飲料水等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に継続して優先的に供給される体制を整備する。ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、病院への対応が含まれている場合は除く。

（ライフラインの確保）

第 9 条の 2 拠点病院は、災害時の医療機能を維持するために通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機を保有し、3 日分以上の備蓄燃料を確保する。

- 2 拠点病院以外の病院は、災害時の医療機能を維持するために通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保するよう努める。
- 3 病院は、基本的な医療機能を維持するために必要な設備について、自家発電機から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを定期的に確認する。なお、電気事業法（昭和39年法律第170号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく法定点検を確実に行う。

第9条の3 拠点病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備及び優先的な供給協定の締結等により、災害時の診療に必要な水として3日以上を確保する。

- 2 拠点病院以外の病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備及び優先的な供給協定の締結等により、災害時の診療に必要な水として3日分程度の確保に努める。

第9条の4 病院は、災害時の医療機関の機能を維持するとともに、被災状況や患者受入状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）に入力することで関係機関と情報を共有できるよう、EMIS等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、あらかじめ、衛星回線インターネット等の非常用通信手段の確保に努める。

- 2 病院は、EMISに情報を入力する複数の担当者をあらかじめ定めるとともに、国又は都道府県等が実施するEMISの入力訓練等に積極的に参加するものとする。

第9条の5 病院（浸水想定区域（洪水、雨水出水又は高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合に限る。）は風水害が生じた際の災害を軽減するため、止水板等の設置による止水対策、自家発電機等の高所への設置及び排水ポンプの設置その他の浸水対策を講じるよう努める。

（職員への研修・訓練等）

第10条 理事長及び院長は、災害医療に関する研修会に積極的に職員を派遣し、災害医療活動に必要な知識・技術を習得させる。また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な災害医療訓練を実施し、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

- 2 病院は、大規模災害を念頭において、地方公共団体の総合防災訓練や関係機関による合同訓練へ積極的に参加することにより、災害時における各機関の役割を認識し、地域における災害医療業務についての理解を促進する。

（防災に関する意識の啓発）

第11条 機構本部及び病院は、9月1日の「防災の日」及びその前後の「防災週間」における行事やその他の機会を捉えて防災に関する意識の啓発を行う。

- 2 機構本部及び病院は、11月5日の「津波防災の日」には、地震・津波防災訓練や津波防災に関する研修等の津波防災の日にあつた行事を実施するなど、意識の啓発に努める。

(災害に対する調査及び研究)

- 第12条 機構本部及び病院は、災害医療活動が円滑に実施できるよう、災害医療活動について、過去における経験を踏まえて調査及び分析し、必要な見直しを行う。

第3章 災害応急対策

(非常災害警戒時における本部の措置)

- 第13条 理事長は、非常災害が発生する恐れのある場合には、職員を召集・参集させて情報の収集にあたるとともに、必要と認められる場合には、拠点病院医療班又は医療班(以下「医療班等」という。)に待機を指示する。
- 2 前項の非常災害とは、東京においては震度5強以上、その他の地域においては震度6弱以上等の地震又は地震以外の災害で病院機能に甚大な影響のあるものとする。
- 3 理事長は、非常災害が発生する恐れのある場合には、必要に応じ地域医療機能推進機構災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を機構本部に設置し、災害発生に備えた体制の整備にあたることとし、現に災害が発生した場合には、これを第15条に定める地域医療機能推進機構災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に移行して災害医療活動の立ち上がりに万全を期することとする。

(災害に関する情報の収集及び連絡)

- 第14条 機構本部、地区事務所及び病院は、災害発生後、直ちに被害状況の情報収集等を開始する。
- 2 被災地域の病院の院長及び被災地域を管轄する地区事務所は、病院の被害状況及び対応状況、周辺の被害状況等を可及的速やかに機構本部又は災害対策本部を設置した場合は災害対策本部(以下「機構本部等」という。)へ連絡する。第16条に定める現地災害対策本部設置後は、被災地域の病院の院長は被害状況等を定期的に現地災害対策本部へ連絡し、現地災害対策本部は機構本部等へ報告する。
- 3 被災地域以外の病院の院長は、必要に応じ病院の対応状況等を地区事務所を経由して機構本部等へ報告する。
- 4 機構本部等は、必要に応じ被害状況等を厚生労働省医政局医療経営支援課へ直ちに連絡する。

(災害対策本部の設置・運営)

- 第15条 理事長は、非常災害が発生した場合には、災害医療業務の実施に関する連絡統制を図るため災害対策本部を機構本部に設置し、次の業務を行う。
- 一 被害状況の情報収集及び発信に関すること

- 二 医療班等の派遣及び輸送に関すること
 - 三 関係機関との連絡調整に関すること
 - 四 その他、災害医療活動に関し必要とされる業務
- 2 理事長は、災害対策本部を設置した場合は、平常の業務に加えて災害医療業務を円滑に遂行できるよう、災害対策本部の職員配置や業務分担について適切に対応できるように努める。
 - 3 理事長は、災害医療活動が中長期にわたる場合においては、医療班等に対する応援・交代や資機材の補給をはじめとする後方支援も考慮に入れた措置を講じる。
 - 4 理事長は、被災地を担当する地区担当理事に対して、必要に応じて現地災害対策本部の設置を指示する。
 - 5 理事長は、本部が使用不能となった場合の災害対策本部の設置場所を本部業務実施マニュアルに記載する。

(現地災害対策本部の運営)

- 第16条 理事長は、現地災害対策本部の設置が必要と認めたときには、被災地域内の病院、被災地域の最寄りの拠点病院又は被災地域を管轄する地区事務所等に現地災害対策本部を設置し、活動等の拠点として活用する。現地災害対策本部は、災害対策本部の指示を受けて次の業務にあたる。
- 一 被害状況の調査及び報告に関すること
 - 二 医療班等の活動の支援に関すること
 - 三 被災地域の関係機関との連絡調整に関すること
 - 四 その他、災害医療活動に関し必要とされる業務
- 2 理事長は、現地災害対策本部を設置した場合は、速やかに被災地域を管轄する地区事務所職員を現地災害対策本部に派遣するとともに、必要に応じて本部職員を派遣する。

(被災地域への医療班等の派遣準備)

- 第17条 理事長は、災害が発生した場合には、必要に応じ病院の院長に医療班等の派遣準備を指示する。
- 2 拠点病院の院長は、理事長の派遣準備指示を受けたとき、又は同一地区内において、初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず通信の途絶等により理事長の指示を待つ時間的猶予がないと認めたときは、拠点病院医療班の派遣準備を行い、準備状況を地区事務所を経由して機構本部等に報告する。
 - 3 拠点病院以外の病院の院長は、理事長の派遣準備指示を受けたとき、又は施設の近辺において、初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず通信の途絶等により理事長の指示を待つ時間的猶予がないと認めたときは、医療班の派遣準備を行い、準備状況を地区事務所を経由して機構本部等に報告する。

(被災地域への医療班等の派遣)

第18条 理事長は、被災地域における医療活動を実施するために医療班等の派遣が必要と認めたとき、又は地方自治体等から派遣要請を受けたときは、病院の院長に医療班等の派遣を指示する。

2 拠点病院の院長は、理事長の派遣指示を受けたとき、又は同一地域内において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず通信の途絶等により理事長の指示を待つ時間的猶予がないと認めたときは、拠点病院医療班を被災地域へ派遣する。なお、拠点病院医療班を派遣した際には、速やかにその旨を地区事務所を経由して機構本部等に報告する。

3 拠点病院以外の病院の院長は、理事長の派遣指示を受けたとき、又は当該病院の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず通信の途絶等により理事長の指示を待つ時間的猶予がないと認めたときは、医療班を派遣する。なお、医療班を派遣した際には、速やかにその旨を地区事務所を経由して機構本部等に報告する。

4 理事長は、医療班等の派遣終了について決定し、その旨を派遣病院の院長に伝える。

(被災地域における医療班等の活動)

第19条 被災地域に派遣された医療班等は、被災地域の関係機関と連携し、理事長から指示された場所において必要とされる医療活動を実施する。

(被災地域周辺の病院による後方支援)

第20条 被災地域周辺の病院の院長は、理事長の指示を受けたときは被災地域の病院等へ職員を派遣するとともに、患者の収容が可能な場合には、関係機関にその旨を連絡し、必要に応じ被災地域の病院及び救護所等からの被災患者の搬送及び受入れに努める。被災地域の病院等へ職員を派遣した際には、速やかにその旨を地区事務所を経由して機構本部等に報告する。

(都道府県知事等からの職員の派遣要請に対する対応)

第21条 院長は、都道府県等が作成する地域防災計画による職員の派遣要請等を受けた場合には、速やかにその旨を地区事務所を経由して機構本部等に報告するとともに、その指示に従う。

(平時における関係機関等との連絡、協力体制)

第22条 院長は、災害によって多数の重症患者が発生した場合及び自らの施設が被害を受けた場合に備え、平時における防災訓練等を通じ、機構以外の近隣の医療機関等との間においてあらかじめ重症患者の輸送方法を定めておくものとする。

第4章 災害復旧対策

(被災病院の復旧)

第 2 3 条 機構本部等は、被災した病院について、その被害状況を迅速に調査し、これに基づいて復旧計画を作成し、早期復旧を図るとともに、同種の被害を繰り返し受けることのないよう努める。

第 5 章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

（地震防災応急対策）

第 2 4 条 機構本部は、大規模地震対策特別措置法第 9 条の規定による警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられてから災害発生までの間において、緊急に地震防災応急対策を実施して災害発生に備える。

（地震予知情報等の伝達）

第 2 5 条 機構本部は、情報の収集及び伝達にあたり正確・迅速を期するとともに、伝達方法を確立して関係職員に周知する。

（東海地震における災害対策本部の設置・運営）

第 2 6 条 警戒宣言が発せられたときは、理事長は、警戒本部を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

2 警戒本部は、現に災害が発生したときは、自動的に第 1 5 条に定める災害対策本部に移行する。また、警戒宣言が解除されたときは、警戒本部は廃止される。

（職員の緊急召集）

第 2 7 条 機構本部は、東海地震に関連する情報が発せられたときは、東日本地区事務所及び西日本地区事務所へその旨伝達し、東日本地区事務所及び西日本地区事務所は大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定による強化地域（以下「強化地域」という。）内の病院へその旨を伝達する。機構本部、東日本地区事務所、西日本地区事務所及び強化地域内の病院は速やかに必要な職員の緊急召集を行い、地震防災応急対策その他必要な措置を講じる。

2 機構本部は、警戒宣言が発せられたときは、東日本地区事務所及び西日本地区事務所へその旨伝達し、東日本地区事務所及び西日本地区事務所は強化地域内の病院へその旨を伝達する。機構本部、東日本地区事務所、西日本地区事務所及び強化地域内の病院は、職員の緊急召集を行い、地震防災応急対策を実施する。

3 機構本部、東日本地区事務所及び西日本地区事務所及び強化地域内の病院は、就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に連絡を行う。

（警戒宣言発令時措置）

第 2 8 条 機構本部は、警戒宣言が発せられたときは、大規模地震の発生後に予想される被災地域の医療資源不足に対応するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

- 2 病院は、警戒宣言が発せられたときは、次の区分に従い医療班等を編成し出動準備態勢をとるとともに、医療班等の編成を完了したときは、速やかに機構本部へ連絡する。
 - 一 緊急出動準備態勢として、東日本地区及び西日本地区内の拠点病院医療班
 - 二 応援交代出動準備態勢として、上記以外の拠点病院医療班及び医療班
- 3 強化地域及びその周辺地域に所在する病院は、災害発生後、被災患者が相当数搬送されることが予想されるため、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医療資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処する。

(病院における地震防災対策)

第29条 強化地域内の病院は、病院ごとに次の各号に掲げる事項について具体的に定める。また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

- 一 警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること
- 二 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること
- 三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること
- 四 警戒宣言が発せられた場合における地域住民等からの問い合わせに対応する窓口に関すること
- 五 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること
- 六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 七 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

(職員への研修・訓練等)

- 第30条 理事長及び院長は、地震防災に関する研修会に積極的に職員を派遣し、地震防災に必要な知識・技術を習得させる。また、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な地震防災訓練を実施し、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。
- 2 病院は、大規模地震災害を念頭において、地方公共団体の総合防災訓練や、関係機関による合同訓練へ積極的に参加することにより、地震災害時における各機関の役割を認識し、地域における地震防災業務についての理解を促進する。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

(南海トラフ地震に係る災害予防対策)

- 第31条 理事長及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「南海トラフ地震推

進地域」という。)内の病院(以下「南海トラフ地震該当病院」という。)の院長は、第7条から第10条まで及び第32条から第42条までに定める事項に加え、建築物・建造物等の耐震化や物資の備蓄・調達等の地震防災に必要な対策を推進する。

(南海トラフ地震臨時情報等の伝達)

第32条 理事長は、南海トラフ地震臨時情報等の情報の収集及び伝達に当たり正確・迅速を期するとともに、連絡体制等を確立して関係職員に周知する。

(南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合における円滑な避難の確保)

第33条 機構本部、地区事務所及び南海トラフ地震該当病院のうち事前避難対象地域に位置する病院は、避難勧告等が発令された場合、情報収集等を開始し、患者等の安全確保のための適切な対応をとる。

- 2 南海トラフ地震該当病院は、南海トラフ地震臨時情報等が患者等に正確に伝わるよう伝達方法等を考慮するとともに、避難地や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に準備する。
- 3 南海トラフ地震該当病院のうち事前避難対象地域に位置する病院は、避難勧告等が発令された場合、患者等の安全確保のため、病院外での生活が可能な入院患者の引き渡しや、入院患者の転院の準備を行う。

(南海トラフ地震に係る情報の収集及び避難経路の確保)

第34条 機構本部、地区事務所及び南海トラフ地震該当病院は、南海トラフ地震発生後、直ちに被害状況の情報収集等を開始する。

- 2 南海トラフ地震該当病院の院長は、あらかじめ避難経路等を整備し、施設利用者(帰宅困難者を含む。)が円滑かつ迅速に避難行動の確保が行えるようその方法を定め、関係職員に周知する。

(南海トラフ地震における災害対策本部の設置・運営)

第35条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発せられたときは、理事長は警戒本部を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

- 2 警戒本部は、現に災害が発生したときは、自動的に第15条に定める災害対策本部に移行する。また、南海トラフ地震臨時情報に伴う特別な注意の呼びかけの終了が発せられたときは、警戒本部は廃止される。

(職員の緊急召集)

第36条 機構本部は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発せられたときは、地区事務所へその旨伝達し、地区事務所は南海トラフ地震推進地域内の病院へその旨を伝達する。

- 2 機構本部は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情

報（巨大地震注意）が発せられたときは、地区事務所へその旨伝達し、地区事務所は南海トラフ地震推進地域内の病院へその旨を伝達する。機構本部、地区事務所及び南海トラフ地震推進地域内の病院は、速やかに必要な職員の緊急召集を行い、地震防災応急対策その他必要な措置を講じる。

- 3 機構本部は、南海トラフ地震が発生した場合、地区事務所へその旨を伝達し、地区事務所は南海トラフ地震推進地域内の病院へその旨を伝達する。機構本部、地区事務所及び南海トラフ地震推進地域内の病院は、職員の緊急召集を行い、情報の収集その他必要な措置を講じる。
- 4 機構本部、地区事務所及び南海トラフ地震推進地域内の病院は就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に連絡を行う。

（災害応急対策）

第37条 理事長は、南海トラフ地震が発生した場合、迅速な救急活動等を実施するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

- 2 病院は、南海トラフ地震が発生した場合、第17条又は第18条に定める医療班等の派遣準備又は派遣を行う。
- 3 南海トラフ地震推進地域及びその周辺地域に所在する病院は、南海トラフ地震が発生した場合、被災患者が相当数搬送されることが予想されるため、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医療資機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じ非常事態に対処する。

（病院における地震防災対策）

第38条 南海トラフ地震該当病院の院長は、病院ごとに次の各号に掲げる事項について具体的に定める。また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

- 一 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること
- 二 南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること
- 三 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における避難誘導に関すること
- 四 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における地域住民等からの問い合わせに対応する窓口に関すること
- 五 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備
その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること
- 六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること
- 七 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

（災害応急対策をとるべき期間等）

第39条 理事長及び南海トラフ地震該当病院の院長は、南海トラフ地震臨時情報（巨

大地震警戒)が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード(以下「M」という。)8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- 2 理事長及び南海トラフ地震該当病院の院長は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(防災訓練)

- 第40条 理事長及び南海トラフ地震該当病院の院長は、南海トラフ地震に関する他機関との共同訓練の実施について十分配慮するとともに、地方公共団体の総合防災訓練や関係機関による合同訓練等、実践的な地震防災訓練に積極的に参加することにより、地震災害時における各機関の役割を認識し、地域における地震防災業務についての理解を促進する。

(地震防災上必要な教育)

- 第41条 理事長及び南海トラフ地震該当病院の院長は、地震防災に関する研修会に積極的に職員を派遣し、地震防災に必要な知識・技術を習得させるとともに、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図り、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

(地震防災上必要な広報)

- 第42条 南海トラフ地震該当病院の院長は、施設利用者(帰宅困難者を含む。)に対して地震、津波等の発生時にとるべき行動や病院における備蓄の確保状況等について情報提供に努める。

第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る災害予防対策)

- 第43条 理事長及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に

関する特別措置法第3条第1項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「日本海溝・千島海溝地震推進地域」という。）内の病院（以下「日本海溝・千島海溝地震該当病院」という。）の院長は、第7条から第10条まで及び第44条から第54条までに定める事項に加え、建築物・建造物等の耐震化や物資の備蓄・調達等の地震防災に必要な対策を推進する。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る情報の収集）

第44条 機構本部、地区事務所及び日本海溝・千島海溝地震該当病院は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生後、直ちに被害状況の情報収集等を開始する。

（津波からの円滑な避難の確保）

第45条 日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、施設に勤務する職員、患者その他施設に出入りする者（以下「患者等」という。）の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策を定め、関係職員に周知する。必要な対策を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮すること
- 二 病院が海岸近くにある場合には、津波警報等が発表されたとき、それらが発表される前であっても強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときのいずれにおいても、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること
- 三 前号の対応をとった後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること

（患者等への津波警報等の伝達）

第46条 日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、施設に出入りしている患者等に対し、当該津波警報等を伝達する方法を定め、関係職員に周知する。伝達する方法を定めるに当たっては、患者等が適切な避難行動をとり得るよう避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における災害対策本部の設置・運営）

第47条 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたときは、理事長は警戒本部を設置し、地震防災応急対策に係る措置を講じる。

- 2 警戒本部は、現に災害が発生したときは、自動的に第15条に定める災害対策本部に移行する。また、防災対応の呼びかけの終了が発せられたときは、警戒本部は廃止される。

(職員の緊急召集)

第48条 機構本部は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられたときは、東日本地区事務所へその旨伝達し、東日本地区事務所は日本海溝・千島海溝地震推進地域内の病院へその旨を伝達する。機構本部、東日本地区事務所及び日本海溝・千島海溝地震推進地域内の病院は、速やかに必要な職員の緊急召集を行い、地震防災応急対策その他必要な措置を講じる。

2 機構本部は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、東日本地区事務所へその旨を伝達し、東日本地区事務所は日本海溝・千島海溝地震推進地域内の病院へその旨を伝達する。機構本部、東日本地区事務所及び日本海溝・千島海溝地震推進地域内の病院は、職員の緊急召集を行い、情報の収集その他必要な措置を講じる。

3 機構本部、地区事務所及び日本海溝・千島海溝地震推進地域内の病院は就業時間外における緊急召集の連絡方法を確立し、迅速かつ正確に連絡を行う。

(災害応急対策)

第49条 理事長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、迅速な救急活動等を実施するため、全国の医療班等を動員して災害医療能力の増強を図る。

2 病院は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、第17条又は第18条に定める医療班等の派遣準備又は派遣を行う。

3 日本海溝・千島海溝地震推進地域及びその周辺地域に所在する病院は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合、被災患者が相当数搬送されることが予想されるため、医療活動に必要な職員の確保、医薬品、医療資機材、病床等の準備その他必要な措置を講じ、非常事態に対処する。その際、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備等を行うよう配慮するものとする。

(病院における地震防災対策)

第50条 日本海溝・千島海溝地震該当病院は、病院ごとに次の各号に掲げる事項について具体的に定める。また、情報の伝達、職員の確保については、就業時間外における対応も定めておく。

一 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること

二 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達に関すること

三 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合における避難誘導に関すること

四 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合における地域住民等からの問い合わせに対応する窓口に関すること

五 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策及び発災後に備えた資機材人員等の配備に関すること

六 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること

七 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

(災害応急対策をとるべき期間等)

第51条 日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発表された場合の患者等への周知方法及びその体制を定め、関係職員に周知する。

2 日本海溝・千島海溝地震該当病院は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、先発地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備えるものとする。

(防災訓練)

第52条 理事長及び日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた訓練や、他機関との共同訓練の実施について十分配慮するとともに、地方公共団体の総合防災訓練や関係機関による合同訓練等、実践的な地震防災訓練に積極的に参加することにより、地震災害時における各機関の役割を認識し、地域における地震防災業務についての理解を促進する。

(地震防災上必要な教育)

第53条 理事長及び日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、地震防災に関する研修会に積極的に職員を派遣し、地震防災に必要な知識・技術を習得させるとともに、研修修了者を効果的に活用して職員への知識等の周知徹底を図り、災害時には職員自らの判断で行動できるようにする。

(地震防災上必要な広報)

第54条 日本海溝・千島海溝地震該当病院の院長は、施設利用者(帰宅困難者を含む。)に対して地震・津波等の発生時にとるべき行動や病院における備蓄の確保状況等について情報提供に努める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第51号)

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規程第 15 号)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年規程第 61 号)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (令和 4 年規程第 31 号)

(施行期日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年規程第 52 号)

(施行期日)

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。